

単身赴任手当の支給に関する細則を次のように定める。

平成 18 年 4 月 10 日

### 単身赴任手当の支給に関する細則

(総則)

第 1 条 職員給与規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 4 号。以下「給与規程」という。）第 30 条各項の規定に基づく、単身赴任手当の支給等に関する取扱いについては、この細則の定めるところによる。

(やむを得ない事情)

第 2 条 給与規程第 30 条第 1 項及び第 3 項の別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が、引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅及びこれに準ずる住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が、職員と同居できないと認められる前各号に類する事情。

(通勤困難の基準)

第 3 条 給与規程第 30 条第 1 項本文及びただし書並びに第 3 項の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
  - (2) 通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 2 前項各号の通勤距離の算定は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準じ行うものとする。

(加算額等)

第 4 条 給与規程第 30 条第 2 項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ行うものとする。

- 2 給与規程第 30 条第 2 項の別に定める距離は、100 キロメートルとする。
- 3 給与規程第 30 条第 2 項の別に定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000 円
(2) 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000 円
(3) 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
(4) 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
(5) 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	40,000 円
(6) 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000 円
(7) 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
(8) 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000 円
(9) 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000 円
(10) 2,500 キロメートル以上	70,000 円

(権衡職員の範囲等)

第 5 条 給与規程第 30 条第 3 項の採用の事情等を考慮して別に定める職員は、人事交流等により職員となった者とする。

- 2 給与規程第 30 条第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、第 2 条各号に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが第 3 条第 1 項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、第 2 条各号に規定するやむを得ない事情に準ずる事情として理事長が認める事情により、同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが第 3 条第 1 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が認める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員に限る。）で、当

該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に勤務する事務所に通勤することが第3条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に勤務する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

- (4) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、第2条各号に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長が認める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが第3条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (5) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が認める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に勤務する事務所に通勤することが第3条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に勤務する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 前各号の規定中「事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い」とあるのを「国家公務員，地方公務員，独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員であった者が引き続き職員となったこと」と、「異動」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により職員となった者に限る。）
- (7) その他給与規程第30条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員

（支給の調整）

第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は、国，地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第7条 新たに給与規程第30条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居，同居者，配偶者等の住居等に変更があった場合についても、

同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第8条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第30条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与規程第30条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与規程第30条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足りる書類の提出を求めることができる。

(補則)

第11条 その他必要な事項は、人事院規則9-89(単身赴任手当)の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成18年4月10日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成27年細則第8号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成28年細則第5号)

(施行期日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。